



型枠工（省力化構造）施工歩掛の使用について（通知）

技術基準の種類：技術管理

通知日：平成14年5月9日

管第304号
平成14年5月9日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

県土整備部長
(公印省略)

型枠工（省力化構造）施工歩掛の使用について（通知）

このことについて、現在の歩掛使用基準を下記のとおり整理しました。取り扱いについて徹底をお願いします。

記

1 適用範囲

道路橋示方書（下部構造編：平成8年12月）に基づき設計された橋梁下部工の工事（構造を精査し、型枠施工に関して省力化の構造となっていることを確認の上、使用すること。）

「土木構造物設計マニュアル（案）- 土工構造物・橋梁編 -」に基づき設計された設計成果（ボックスカルバート、L型・逆T式擁壁、逆T式橋台、張り出し式・壁式橋脚）による工事

「土木構造物設計マニュアル（案）- 樋門編 -」に基づき設計された設計成果（函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁）による工事

2 適用日

- ・上記 については、平成11年4月1日以降起工決裁の工事より適用する。
- ・上記 については、「土木構造物設計マニュアル（案）- 土工構造物・橋梁編 -」に基づき設計された設計成果による発注工事全てに適用する。
- ・上記 については、「土木構造物設計マニュアル（案）- 樋門編 -」に基づき設計された設計成果による発注工事全てに適用する。

3 施工歩掛

別紙のとおりとする。

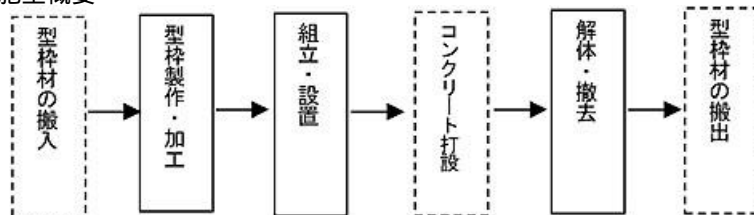
別紙（1 / 2）

「型枠工（省力化構造）」歩掛

1 適用範囲

本資料は、「土木構造物設計マニュアル（案）- 土工構造物・橋梁編 -」（平成11年11月建設省）及び「同 - 樋門編」（平成13年12月国土交通省）に基づき設計された場所打ち鉄筋構造物（ボックスカルバート、L型・逆T式擁壁、張り出し式・壁式橋脚、函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁）のうち、平均設置高3.0m以下の型枠工（円形型枠、化粧型枠を除く）に適用する。

2 施工概要



- 3 機種の選定
仮設材の持ち上（下）げ機械は、次表を標準とする。

表 3. 1 機種の選定

施工基面からの最大高さ	持ち上（下）げ機械	規格
2 0 m未満	トラッククレーン	油圧式 1 5 ～ 1 6 t 吊
2 0 m以上 3 0 以下	〃	油圧式 2 0 ～ 2 2 t 吊

（注）トラッククレーンは、賃料とする。

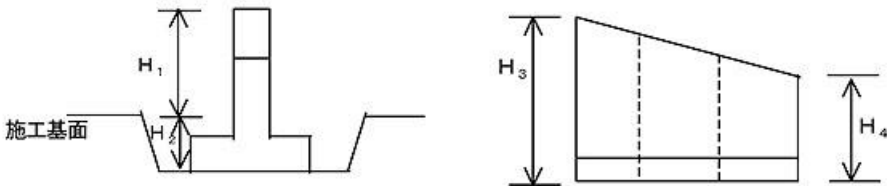
別紙（ 2 / 2 ）

- 4 施工歩掛
4 - 1 型枠の製作・設置・撤去歩掛
型枠の製作・設置・撤去歩掛は、次表とする。

表 4. 1 製作・設置・撤去歩掛 （1 0 0 m² 当たり）

名称	単位	鉄筋構造物	
		平均設置高	
		4 m未満	4 m以上
世話役	人	3. 6	3. 1
型枠工	〃	1 4. 5	1 4. 5
普通作業員	〃	7. 7	5. 9
トラッククレーン運転	日	—	1. 6
諸雑費率	%	9	1 0

（注） 1. 型枠の平均設置高 4 m 以上の場合は、全数量について 4 m 以上の歩掛で計上する。



- ① 設置高さ： $H = (H_3 + H_4) \div 2$
- ② 工基面からの最大高さ（ H_1 又は H_2 ）によりトラッククレーンの規格を選定する。
2. 上記歩掛は、半径 5 m 以下の円形部分には適用しない。
3. 上記歩掛には、はく離材塗布及びケレン作業を含む。
4. 諸雑費は、型枠用合板、さん木、洋釘、電気ドリル、電気ノコギリ、鋼製型枠損料、電力に関する経費、組立支持材及びはく離材等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
5. 水抜パイプの設置は、別途考慮する。